

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月9日
【四半期会計期間】	第142期第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目28番1号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 長谷川 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目28番1号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 長谷川 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第141期 第1四半期連結 累計期間	第142期 第1四半期連結 累計期間	第141期
会計期間	自平成27年1月1日 至平成27年3月31日	自平成28年1月1日 至平成28年3月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日
売上高 (百万円)	16,790	17,987	63,712
経常利益 (百万円)	3,440	3,576	12,319
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,212	2,397	7,427
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,921	△31	8,382
純資産額 (百万円)	70,684	75,026	75,598
総資産額 (百万円)	93,540	98,624	100,368
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	76.86	83.30	258.02
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.2	74.7	74.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）におけるわが国経済は、昨年までの回復基調から年明け以降、株価が乱高下を繰り返しており、為替相場も円高に転じ、個人消費においても停滞感が漂う状況で推移してまいりました。また、世界経済においても中国経済の成長鈍化や、欧州や中東における地政学的リスクの増加、米国におけるドル高や利上げを背景とした新興国経済への影響など先行きに対する不透明感を払拭できないままとなりました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、価格競争がより一層激化する一方、お客様が筆記具に求める機能や仕様は多様化しつつあり、お客様の潜在的なニーズを刺激することができるような新しい筆記カテゴリーを創出するための商品開発の手を僅かでも緩めてしまえば、直ちに市場競争から脱落しかねない厳しい環境が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是の原点に立ち返り、高付加価値で高品質な商品開発を行ってまいりました。『なめらかボールペン』市場を掘り起こした油性ボールペン「ジェットストリーム」シリーズ、優れた速乾性で多くの人がもつ不満を解消したサインペン「プロパス ウインドウ クイックドライ」、新たな筆記感を実現した水性ボールペン「ユニボールエア」、海外市場では植物由来の次世代素材として注目されるセルロースナノファイバーをインクの増粘剤として採用したゲルインクボールペン「ユニボールシグノUMN-307」などを中心に、成熟したとされております筆記具市場に今までにない書き味、改良機能を搭載した新たな筆記カテゴリーの一翼を担う商品をご提案してまいりました。

これらの活動の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は179億87百万円（前年同期比7.1%増）となりました。また営業利益は38億21百万円（前年同期比7.3%増）、経常利益は35億76百万円（前年同期比4.0%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は23億97百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

筆記具及び筆記具周辺商品事業は、主力商品の販売が堅調に推移したため、外部顧客への売上高は173億41百万円（前年同期比7.5%増）となりました。一方、その他の事業は、粘着テープ事業及び手工芸品事業共に事業を取り巻く環境は引続き厳しく、外部顧客への売上高は6億46百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

財政状態につきましては、当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べて17億43百万円減少し、986億24百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が24億36百万円増加したものの、たな卸資産が5億13百万円減少、また投資有価証券が27億60百万円減少したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べて11億71百万円減少し235億97百万円となりました。これは主に繰延税金負債が10億円減少したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて5億72百万円減少し750億26百万円となりました。これは主に利益剰余金が18億81百万円増加したもののその他有価証券評価差額金が18億47百万円減少、為替換算調整勘定が6億40百万円減少したことによります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

①基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、本年1月より「創業130年からの再スタート」を基本方針とする平成30年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成25年3月28日開催の第138回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て、当社株式の大規模会買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）を導入しておりました。旧プランは、平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間満了により失効しましたので、本定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、更新後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すると共に、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されるものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は812百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	136,500,000
計	136,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年5月9日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	32,143,146	32,143,146	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	32,143,146	32,143,146	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年1月1日～ 平成28年3月31日	—	32,143,146	—	4,497	—	3,582

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,184,500	—	—
	（相互保有株式） 普通株式 1,298,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,626,700	286,267	—
単元未満株式	普通株式 33,946	—	—
発行済株式総数	32,143,146	—	—
総株主の議決権	—	286,267	—

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
（自己保有株式） 三菱鉛筆(株)	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	2,184,500	—	2,184,500	6.79
（相互保有株式） 三菱鉛筆東京販売(株)	東京都品川区東大井五丁目22番 5号	564,600	—	564,600	1.75
三菱鉛筆九州販売(株)	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目 20番21号	268,400	—	268,400	0.83
(株)ユニ物流	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	465,000	—	465,000	1.44
計	—	3,482,500	—	3,482,500	10.83

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,203	36,702
受取手形及び売掛金	※3 17,506	※3 19,943
たな卸資産	14,861	14,347
その他	2,823	2,180
貸倒引当金	△187	△244
流動資産合計	72,207	72,929
固定資産		
有形固定資産	12,724	12,873
無形固定資産	138	131
投資その他の資産		
投資有価証券	13,687	10,927
その他	1,610	1,763
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	15,298	12,690
固定資産合計	28,160	25,694
資産合計	100,368	98,624

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 8,609	※3 9,171
短期借入金	1,098	1,093
未払法人税等	2,229	1,259
賞与引当金	514	1,231
返品引当金	65	52
その他	5,570	5,099
流動負債合計	18,088	17,909
固定負債		
長期借入金	—	7
退職給付に係る負債	3,480	3,517
役員退職慰労引当金	942	910
環境対策引当金	26	26
その他	2,232	1,226
固定負債合計	6,681	5,688
負債合計	24,769	23,597
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,583	3,583
利益剰余金	62,571	64,453
自己株式	△3,953	△3,954
株主資本合計	66,698	68,580
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,954	4,107
繰延ヘッジ損益	14	13
為替換算調整勘定	1,895	1,254
退職給付に係る調整累計額	△271	△251
その他の包括利益累計額合計	7,593	5,124
非支配株主持分	1,305	1,321
純資産合計	75,598	75,026
負債純資産合計	100,368	98,624

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	16,790	17,987
売上原価	7,996	8,656
売上総利益	8,793	9,331
販売費及び一般管理費	5,233	5,510
営業利益	3,559	3,821
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	5	8
持分法による投資利益	—	3
受取地代家賃	22	18
受取保険金	9	16
その他	9	9
営業外収益合計	53	63
営業外費用		
支払利息	2	1
持分法による投資損失	12	—
シンジケートローン手数料	18	20
為替差損	123	275
その他	15	10
営業外費用合計	172	307
経常利益	3,440	3,576
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	—	10
特別利益合計	0	10
特別損失		
固定資産除売却損	5	24
減損損失	—	16
投資有価証券評価損	—	4
特別損失合計	5	45
税金等調整前四半期純利益	3,435	3,541
法人税等	1,155	1,064
四半期純利益	2,280	2,477
非支配株主に帰属する四半期純利益	67	79
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,212	2,397

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
四半期純利益	2,280	2,477
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	798	△1,846
繰延ヘッジ損益	18	△1
為替換算調整勘定	△169	△679
退職給付に係る調整額	△6	20
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△0
その他の包括利益合計	641	△2,508
四半期包括利益	2,921	△31
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,860	△71
非支配株主に係る四半期包括利益	60	40

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社及び一部連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形（輸出手形を含む）割引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
受取手形割引高	32百万円	27百万円

2. 債務保証

金融機関からの借入に対する債務保証額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
従業員	19	18
その他	0	0
合計	20	19

※ 3. 四半期連結会計期間末日満期手形の処理については、当四半期連結会計期間末日が銀行休業日の場合には、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより四半期連結会計期間末残高から除かれている四半期連結会計期間末日満期手形は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
受取手形	151百万円	－百万円
支払手形	60	－

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
減価償却費	356百万円	394百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	524	17.50	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	539	18.00	平成27年12月31日	平成28年3月31日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	16,134	655	16,790	—	16,790
セグメント間の内部売上高又は振替高	5	4	9	△9	—
計	16,140	659	16,799	△9	16,790
セグメント利益	3,540	10	3,551	8	3,559

(注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	17,341	646	17,987	—	17,987
セグメント間の内部売上高又は振替高	3	11	15	△15	—
計	17,344	658	18,002	△15	17,987
セグメント利益又はセグメント損失(△)	3,818	△3	3,815	6	3,821

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	76.86円	83.30円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,212	2,397
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	2,212	2,397
普通株式の期中平均株式数(株)	28,787,754	28,786,861

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月9日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。